

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。
弾道ミサイル攻撃	通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。
航空攻撃	通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃の特徴等については、国の基本指針に記述	

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

分 類	事 態	事 態 例
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力事業所等の破壊 ○石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○危険物積載船への攻撃 ○ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○列車等の爆破
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来
※ 上記の事態例の特徴等については、国の基本指針に記述。		